

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第8号、多度津町税条例等の一部改正についてを議題といたします。  
提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、泉君。

税務課長（泉 知典）

失礼いたします。

それでは、議案第8号、多度津町税条例等の一部改正について提案説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

このたびの改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が、平成28年11月28日に公布され、また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）が平成28年6月7日に公布されたことに伴い、多度津町税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、消費税率の10%への引上げ時期が平成31年10月1日に変更されたことに伴い、関連する税制上の措置等について所要の見直しが行われました。

地方税関係においては、住宅借入金等特別控除の適用期限の延長、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期の変更及び車体課税の見直しによる軽自動車税の環境性能割の導入が行われることとされました。

また、前納報奨金制度の見直しとして、固定資産税の前納報奨金を廃止するものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用いご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

また、条例改正による施行日は改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

まず第1条関係といたしまして、多度津町税条例の一部改正でございます。

10ページをご覧ください。

第36条の2は、「町民税の申告」に関する規定で、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の改正に伴う、条文の追加と字句の改正であります。

施行日は平成29年4月1日であります。

11ページ下段から12ページをご覧ください。

第70条第2項は、「固定資産税の納期前の納付」に関する規定で、前納報奨金を廃止するために削除するものでございます。

施行日は平成30年4月1日であります。

附則第7条の3の2は、「個人の町民税の住宅借入金等特別控除」に関する規定で、個人の町民税における住宅ローン控除制度の適用期間を延長するものでございます。

施行日は公布の日であります。

続きまして、第2条関係であります。地方税法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、第1条にて『多度津町税条例等の一部を改正する条例（平成28年多度津町条例第14号）』の一部を改正し、第1条の2にて新たに多度津町税条例の一部を改正するものでございます。

14ページから32ページ中段をご覧ください。

第1条は、消費税率の10%への引上げ時期が変更されたことに伴い、『多度津町税条例等の一部を改正する条例（平成28年多度津町条例第14号）の』一部を改正前に戻す改正でございます。

32ページ中段以降をご覧ください。

第1条の2は、第1条で改正したものを再度改正するものでございます。

第18条の3は、「納税証明事項」に関する規定で、地方税法の改正に伴い、軽自動車税を種別割に名称変更する改正でございます。

施行日は、平成29年4月1日であります。

第19条は、「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」に関する規定で、修正申告等により納付すべき住民税額を減少させる更正があった後に修正申告書等で増額更正があったときは、修正申告等の提出により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものです。

施行日は公布の日であります。

第34条の4は、「法人税割の税率」に関する規定で、法人税割の「標準税率及び制限税率」が引き下げられることに伴い、法人住民税の法人税割の税率を、100分の12.1から、100分の8.4に引き下げを行うものでございます。

施行日は平成31年10月1日で、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。

32ページ下段から33ページをご覧ください。

第80条は、「軽自動車税の納税義務者等」に関する規定で、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日は平成29年4月1日であります。

33ページ下段から35ページをご覧ください。

第81条は、「軽自動車税のみならず課税」に関する規定で、地方税法の規定の新設にあわせて新設されたものです。

施行日は、平成29年4月1日であります。

35ページ中段をご覧ください。

第81条の2は、「日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲」に関する規定で、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についてでございます。

施行日は平成29年4月1日であります。

第81条の3は、「環境性能割の課税標準」に関する規定、第81条の4は、「環境性能割の税率」に関する規定、36ページ中段をご覧ください。

第81条の5は、「環境性能割の徴収の方法」に関する規定、第81条の6は、「環境性能割の申告納付」に関する規定、37ページ上段をご覧ください。

第81条の7は、「環境性能割に係る不申告等に関する過料」に関する規定、第81条の8は、「環境性能割の減免」に関する規定、37ページ下段から38ページをご覧ください。

第82条は、「種別割の減免」に関する規定、39ページ中段をご覧ください。

第83条は、「種別割の賦課期日及び納期」に関する規定、第85条は、「種別割の徴収の方法」に関する規定、(第87条)は、「種別割に関する申告又は報告」に関する規定、第88条は、「種別割に係る不申告等に関する過料」に関する規定、40ページ上段をご覧ください。

第89条は、「種別割の減免」に関する規定、第90条は、「身体障害者等に対する種別割の減免」に関する規定、第91条は、「原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等」に関する規定で、いずれも、地方税法の改正に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の条文の整備でございます。

施行日はいずれも平成29年4月1日であります。

40ページ下段から43ページをご覧ください。

附則第15条の2は、「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」に関する規定、附則第15条の3は、「軽自動車税の環境性能割の減免の特例」に関する規定、附則第15条の4は、「軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例」に関する規定、附則第15条の5は、「軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付」に関する規定、42ページをご覧ください。

附則第15条の6は、「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」に関する規定、附則第16条は、「軽自動車税の種別割の税率の特例」に関する規定で、いずれも地方税法の規定の新設に併せて新設されたものです。

施行日はいずれも平成29年4月1日であります。

43ページから47ページをご覧ください。

この附則は、多度津町税条例等の一部を改正する条例（平成28年多度津町条例第14号）の施行期日を改正するものでございます。

9ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、施行期日を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、

議案第8号、多度津町税条例等の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。